

川崎市告示第236号

令和7年度入港料徴収事務委託

以下の者を地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2に規定する指定公金事務取扱者に指定し、歳入の収納を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

令和7年5月1日

川崎市長 福田 紀彦

1 受託者の所在地及び名称

横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル4階
横浜港埠頭株式会社 代表取締役社長 植松 久尚

2 委託事務

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に川崎港に入港した船舶であって、次に掲げる者から川崎市入港料条例第4条に規定する入港の届出のあった船舶に係る入港料の徴収事務

東海運株式会社埠頭部川崎船舶営業所
東洋埠頭株式会社東扇島支店コンテナターミナル営業所
三菱倉庫株式会社横浜支店港運事業課

3 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで